

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（大飯発電所第3号機の設計及び工事計画届出並びに工事計画届出（加圧器安全弁取替工事））【1】」

2. 日時：令和5年7月21日（金） 14時10分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
坂本安全審査官、上原安全審査専門職

関西電力株式会社：

大飯発電所 機械保修課 課長◎ 他7名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料（令和5年7月11日の提出資料）を使用

・資料1 大飯3号機 加圧器安全弁取替工事に係る設計及び工事計画届出書について 補足説明資料

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | 原子力規制庁の西内です。それではこれから発電所 3 号機の設計及び工事計画の届け出、加圧器安全弁の取りかえ工事に関わるものなかかる届け出のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。 |
| 0:00:16 | 早速ですけども、 |
| 0:00:18 | 本件 7 月 11 日に届け出を受けて最初のヒアリングになりますので、の届け出の工事内容の概要を、関西電力の方からまず説明いただく形でもよろしいですか。 |
| 0:00:31 | はい。関西電力大飯発電所の植田です。承知いたしました。それでは、説明資料に入らせていただきます。 |
| 0:00:42 | 右肩、資料 1 の補足説明資料を基にご説明いたします。1 枚めくっていただきまして、1 枚目は目次となっております。内容としては、工事概要、今回の条文整理、 |
| 0:00:58 | また添付の要否の整理、4 ポツとして、工事の方法ということでまとめております。それでは 1 ポツからご説明いたします。1 ページ、めくっていただきまして、1 ポツ工事の概要です。 |
| 0:01:13 | まず左上の工事の目的ですけれども、今回、大飯 3 号機の加圧器安全弁、3V-RC-05 についてですね、当該弁は定期的な分解点検を実施してるんですけれども、 |
| 0:01:28 | その際に提言を実施します。その手入れをすることによって弁座シート部ですね、フェール後が徐々に減少していきます。そういったことからですね、予防保全の観点から当該安全弁のですね、意識の取りかえを実施すると。 |
| 0:01:45 | いうものでございます。右側にですね、工事概要ということで簡単な図をつけさせてもらっているんですけれども、 |
| 0:01:54 | 今回、取りかえるのは、図面上側ですね、加圧器安全弁 3 台あるうちの 1 台、を取りかえます。もう一つ下に少し詳細を載せているんですけれども、取りかえ弁概略図というものです。 |
| 0:02:09 | こちらの弁座シート部というところをこちらの手入れ白が減少することからですね、同種造材のものに、意識取りかえるというものでございます。 |
| 0:02:23 | 工事概要のところ括弧書きでフランジ接続と書かしてもらってるんですけども、当該弁と当該弁が接続する配管の接続部はフランジ接続を |
| 0:02:34 | フランジ接続となっております。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:38 | 続きまして工事計画認可申請の可否ということで、今回の工事に伴いまして、炉規法側と電事法側、それぞれどの内容に該当するかと。 |
| 0:02:52 | ということですがけれども、実用炉規則の別表第1の3ポツ、原子炉冷却系統施設のところの下欄にある、加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、一次冷却材の循環設備に係るもの。 |
| 0:03:08 | の取りかえに該当することから今回、設計及び工事計画の決定と、対象としております。 |
| 0:03:15 | また臨時号側ですがけれども、原子炉工作物の保安に関する命令の別表第1のところと同じく原子炉冷却系統設備、下欄の加圧水型原子炉発電設備に係るもの、修理、 |
| 0:03:28 | であって一次冷却材の循環設備に係るもの、取替に該当しますので今回工事計画の届け出対象というふうに整理しております。 |
| 0:03:37 | 続きまして下側、工程案というところですがけれども、7月11日に届け出させていただきます、2023年の9月末よりですね、こちら工場になるんですが、工場から使用前事業者検査を開始していきます。 |
| 0:03:54 | そして2024年2月ですがけれども、こちら定検に入って参りますがこの提携のタイミングで、取りかえ、現地で取りかえを実施するというものでございます。 |
| 0:04:06 | 続きましてその下、原子炉設置変更許可申請等ということですがけれども、今回の取りかえに伴いましてですね、設置許可申請書本文の変更というものは生じませんので、設置変更許可の申請は要しないというものでございます。 |
| 0:04:24 | 簡単ではございますが、以上が、1ポツの工事の概要になります。 |
| 0:04:30 | 続きまして、1枚めくっていただきまして、2ポツです。こちらが今回の届けに伴う適用条文の整理しております。 |
| 0:04:41 | 判例としまして、0と整理してるものが適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文。 |
| 0:04:50 | 三角としまして適用条文だけれども、すでに適合が確認されておりますね、今回の取りかえに伴って、変更がない、ないしは影響を受けないというようなものについては、3角というふうに整理しております。 |
| 0:05:05 | ×に関しては、提供を受けない条文ということで整理しております。 |
| 0:05:11 | 1枚めくっていただきまして、3ページ目からですね、まずデービー条文になりますけれども、簡単でございますがルーに、 |
| 0:05:22 | えっとしたところについて簡単にご紹介させていただければと思います。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:05:27 | まず、5条です。上から2番目5条です。地震による損傷の防止ということで、今回、加圧器安全弁というのはですね、耐震重要度分類Sクラスに分類されるというところで、 |
| 0:05:40 | 機能を求められるということで審査の対象条文になるというふうに考えております。 |
| 0:05:47 | 耐震性に関する説明書を今回届け出させてもらいました。添付資料5です、本条文に適合しているということを確認しております。 |
| 0:05:58 | 1枚めくっていただきまして、4ページが一番下になります。十四条安全設備でございます。安全設備、今回加圧器安全弁は安全設備ということで適用条文というふうに整理しております。 |
| 0:06:14 | デービーとして異常が後変化時、また設計基準事故時にですね、必要な機能を有することを確認する必要があることから、審査対象所というふうに整理しております。 |
| 0:06:27 | 本庄部に関してはですね、健全性に関する説明書、今回の添付資料4で確認して、適合しているということを確認しております。 |
| 0:06:38 | 続きまして1ページめくっていただきまして5ページ目です。15条、設計基準対象施設の機能ということで、こちらもデービー設計基準対象施設ということから、適用条文となります。 |
| 0:06:53 | また悪影響防止だとか、試験検査性とかいうところを、を確認する必要があるということから、審査対象条文となると判断しております。 |
| 0:07:03 | また、健全性に関する説明書添付4の方で確認して、本条文適合しているというふうに判断しております。 |
| 0:07:12 | 続きまして19条ですけれども、流体振動等による損傷の防止ということで、かつ安全面、一次冷却系統に関わる弁、ありますので、適用条文というふうに整理しています。 |
| 0:07:26 | またですね、流体振動また温度差のある流体の混合等によってですね、温度変動等により損傷を受けないということを設計していることを確認する必要があることから、 |
| 0:07:37 | 審査対象上と整理しておりまして、こちらは、添付資料6の流体振動また温度変動による本処分しに関する説明書で確認して適合しているというふうに判断しています。 |
| 0:07:50 | 続きまして20条、安全弁等になります。こちら加圧器安全弁。ですので適用状況というふうになります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:59 | またですね、加圧器安全弁自体がですね、クラス1機器に接続される安全弁ということから、応力腐食割れへの発生を抑制する材料がちゃんと使われていること、また、 |
| 0:08:10 | 吹き出し圧力、設置コストが適切であること、必要な吹き出し量以上の容量を有していることということを確認する必要があることから、審査対象条文と整理しております。 |
| 0:08:22 | それらに関しましては、添付資料3の応力腐食割れに、対策に関する説明書や設定根拠に関する説明書、また安全弁の吹き出し量計算書によりですね、 |
| 0:08:35 | 本条分に適合しているというふうに判断しております。 |
| 0:08:40 | 続きまして1枚めくっていただきまして、6ページ目でございます。真ん中辺り、第27条ということで、原子炉冷却材圧力バウンダリ、こちらかつ安全弁原子炉冷却材圧力バウンダリに該当すると。 |
| 0:08:55 | 構成する機器であるので、適用条件というふうに整理しております。こちら機能維持するために、審査対象条文と整理しております、こちらは基本設計方針を確認して、本庄に適合していると判断しております。 |
| 0:09:12 | 右側7ページです。失礼しました次のページ、7ページですけれども、第33条の循環設備等、こちらに関しまして香月安全弁は、 |
| 0:09:23 | 加圧器圧力制御系ということで、適用条文となります。 |
| 0:09:28 | こちらですね、それに当たりまして機能を発揮することを確認する必要があることから、審査対象条文というふうに整理しております、こちら基本設計方針で確認して、適合しているというふうに判断しております。 |
| 0:09:45 | 続きまして、SAの条文になりますけれども、9ページでございます。 |
| 0:09:52 | 9ページ上から二つ目、50条ですけれども、地震による損傷の防止ということで、加圧器安全面は、重大事故等対処施設で、 |
| 0:10:03 | 常設耐震重要重大事故防止設備に該当することから、所定の機能を発揮することを確認、必要確認する必要があるため、審査対象条文と整理しております。 |
| 0:10:16 | こちらにつきましても、デービー条文同様耐震性に関する説明書で確認して、本条文適合しているとはしております。 |
| 0:10:25 | 続きまして同じページの一番下、54条、重大事故等対処設備ですけれども、こちら当該弁が重大事故等対処設備であることから、 |
| 0:10:35 | 適用条文となります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:10:37 | またこちらに必要な機能を発揮することを確認する必要があることから、審査対象条文と整理しておりまして、健全性に関する説明書をもって、本条文に適合しているというふうに判断しております。 |
| 0:10:51 | 次のページ、10 ページでございます。10 ページ、57 条、こちら安全弁等、こちらですね、デービー先ほどデービーの条文 20 条と同様ですね、 |
| 0:11:03 | 適用条文となるというところ、また、記者の機能を発揮すること。なお、それぞれの添付説明書で確認しております。 |
| 0:11:13 | 続きまして 59 条ですけれども、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備ということで、加圧器安全弁に関しましては、この緊急未臨界未臨界にするための設備に当たることから、 |
| 0:11:28 | 適用条文を整理しております。また能勢それを必要な機能を発揮できることを確認する必要があることから、審査対象条文としておりまして、基本設計方針をもって、本条文に適合しているということを確認しております。 |
| 0:11:46 | 以降は、いずれもバツというふうに整理させておりますので、2 ポツは以上になります。 |
| 0:11:54 | 続きまして、10、13 ページ、3 ポツですけれども、添付書類の整理ということで、こちらですね、0 というふうに整理したものを簡単にご説明させていただきます。 |
| 0:12:07 | まず 13 ページ、少し下の方ですけれども、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書ということで、こちらです。設置変更許可の評価事項が今回の届け出事項として記載していること、安全及び |
| 0:12:23 | 技術基準への適合性を明確にするために、添付するというものでございます。こちらの冒頭の工事概要でも説明いたしましたが、設置変更許可、本の本文変更ありませんので許可には、 |
| 0:12:38 | 抵触しないということで、整理しております。 |
| 0:12:42 | 続きまして、1 ページめくっていただきまして 14 ページです。 |
| 0:12:48 | 14 ページの上から三つ目、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書ということで、今回、加圧器安全弁の「フジイ」圧力と、個数の設定根拠を説明するために、添付しております。 |
| 0:13:03 | 二つ下ですけれども、クラス 1 機器及び炉心構造物の応力腐食割れに対する監査、対策に関する説明書、 |
| 0:13:10 | ということで加圧器安全弁がクラス 1 機器に接続される安全弁ということで応力腐食割れ対策がなされていることを説明するために、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:13:20 | 添付しております。 |
| 0:13:22 | 続きまして安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書をですけれども、こちらも |
| 0:13:33 | 赤津安全弁がですね、DBSA、それぞれの条件下で健全性が維持できることを説明するために、添付しております。 |
| 0:13:42 | 1ページめくっていただきまして、15ページです。 |
| 0:13:46 | こっち、こっから減0施設になりますけれども、今回減0施設になりますので一番上、機器配置を明示した図面、また系統図を添付しております。 |
| 0:13:58 | 二つ下ですけれども、耐震性に関する説明書ということで今回、短針重要度Sクラスに該当しますので、耐震性を説明するために添付しております。ただ冒頭の工事概要で、少しフレマしましたが、同種当然、全く形状の重量も変わらないものでありますので、 |
| 0:14:17 | 既工認から特段変更はありません。 |
| 0:14:21 | 二つ下、構造図でございます。構造図、今回、各県に取りかえますので、いたします。 |
| 0:14:29 | 少し下ですけれども、流体振動または温度変動による損傷の分子に関する説明書、こちらも一次冷却系統の弁に該当することから、安全、流体振動また温度変動による損傷けないことを説明するために、検討しております。 |
| 0:14:47 | 続きまして、16ページ目です。16ページ目、安全弁及び逃がし弁の吹出し量計算書ということで、今回は安全弁ですので、必要な吹出し量以上の容量を有していることを説明するために、添付しております。 |
| 0:15:03 | 17ページ目ですけれども、こちらから計測制御系統施設になります。今回、衛星として計測盗取計測制御系統施設に該当することから、 |
| 0:15:15 | 配置を明示した図面及び系統添付しております。 |
| 0:15:20 | 二つ下ですけれども、耐震性に関する説明書、こちらも安全弁が常設重大事故防止設備に該当してすることから、耐震性を説明するために、添付しております。こちらのDBと同様ですね、重量 |
| 0:15:37 | アート形状の変更がございませんので、既工認からの変更はございません。 |
| 0:15:44 | 1枚めくっていただきまして、最後18ページ目ですけれども、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書ということで、球面に関する説明書を添付しております。 |
| 0:15:58 | 以上がですね、3ポツ、添付書類の要否の整理でございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:16:05 | 続きまして、19 ページ目ですけれども、こちら、4 ポツの工事の方法についても、簡単にご説明させていただきます。まず工事の手順としては、右側が伊東さん箇所の補足説明として記載してありますけれども、 |
| 0:16:20 | 加圧器安全弁取りかえに係る検査は発電所と、工場で実施します。で、技術基準に適合していることを確認するために、構造強度または漏えいに係る検査機能または性能に係る検査を実施いたします。 |
| 0:16:35 | 2 ポツですけれども、シュウマイ事業者検査の方法ということで、構造、強度または漏えいに係る検査ということで、材料寸法、外観組み立て据付状態確認検査を実施いたします。 |
| 0:16:51 | 1 枚めくっていただきまして、機能または性能に係る検査ということで、工事完了時の検査を実施いたします。 |
| 0:17:00 | また、2 ポツ 4、2.4、品質マネジメントシステムに関する検査も実施いたします。 |
| 0:17:06 | 3 ポツですけれども、工事上の留意事項、こちらはですね、基本的には、一般的なことが書かれているので、その工事も対象になるんですけれども、 |
| 0:17:18 | 1 枚めくっていただきまして 21 ページのiPhoneですね、1ポツ、こちらについては今回特別な工法を採用しないため、該当しません。また 3 |
| 0:17:28 | ポツ 2 ですけれども、燃料体の確保、燃料体に係る工事が発生しないため、今回は対象外というふうに整理しております。 |
| 0:17:40 | 以上です。以上で簡単ではございますが説明、 |
| 0:17:45 | 終了いたします。 |
| 0:17:50 | はい、衛藤規制庁ニシウチです。 |
| 0:17:53 | こちらから事実関係の確認を進めていきたいんですけど、ちょっとまずは工事内容、そもそもの申請内容と、まだ変更する理由とか、そういったところからまず確認を進めさせてもらって、 |
| 0:18:05 | そのあとに各個別条文の適合性についての確認っていう流れで大きく二部構成的なイメージで進めていければなと思ってます。 |
| 0:18:14 | まず早速一番最初の工事内容とか変更の理由のまず大枠の部分の確認ですけども規制庁側から何か確認事項あります。 |
| 0:18:27 | はい。規制庁植原ですではこの工事の概要に関しては確認させていただきます。はい。工事の概要のところですね今回取りかえるものというのはこのこの加圧器安全弁。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:18:40 | が取替対象だということ、ところで右の図のところに赤く示されているんですけども、これによると入口部と出口部の配管ですね、これは交換対象ではない要するに取りかえ対象には含まれていないと。 |
| 0:18:57 | いうふうに見えるんですけどもそういう理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:19:07 | はい。関西電力大江発電所の植田です。ご認識の通りでして、不破今回配管部の工事、取りかえ修繕はありませんで、弁のみの取りかえとなります。以上です。 |
| 0:19:21 | はい規制庁ウエハラですはい承知いたしました。 |
| 0:19:25 | はい。では次の方の確認なんですけれども |
| 0:19:28 | 工事目的のところでですね定期的な分解停電によって弁座シート部の定例資料が減少したと、いう御説明があるんですけども、 |
| 0:19:41 | うん。 |
| 0:19:44 | があるんですけどもはい。 |
| 0:19:48 | これこの定期的な分解手入れってのは具体的にどういうものなのかというものをご説明いただきたいと思っております。はい具体的にはこの定期的なというのとは何か日常点検のようなものなのか或いは定期事業者検査のようなものなのかですとか、 |
| 0:20:04 | あとこの分解定例っていうのは具体的にどういことをやるのかですね、例えばすり合わせですとか洗浄ですとかそういったことをするんですがそういった範囲の中身については確認させてください。 |
| 0:20:23 | こちら関西電力大江発電所の植田でございます。まず1点目定期的なというところなんですけれども、こちら毎定検ですね、定検ごとの定期的なというところなんですけども、 |
| 0:20:36 | こちらのモリ店ごとに分解点検というものを実施しております。で、具体的にはどんな定義ですかというところなんですけども、こちらはですね全体とかベンダーのシート面のすり合わせというのを、を実施しているというものでございます。 |
| 0:20:53 | 以上でございます。 |
| 0:20:57 | はい規制庁ウエハラです。はい。何か一般的な安全弁のメンテナンスですとか検査のところ、 |
| 0:21:06 | も見てみますと何か清掃も行うというような |
| 0:21:11 | 記載があったりするんですけども、この分、分解定例っていうのはすり合わせのみを行っているという理解でよろしいですかね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:21:24 | 関西電力、大飯発電所のウエダですけれども、当然分解しますと一旦バラしますので、その時、再度組み立てに際しまして当然異物管理が発生しないということで、清掃なり養生なりというものは、実施いたします。 |
| 0:21:40 | 以上です。 |
| 0:21:42 | はい。規制庁上原ですはい承知いたしました。 |
| 0:21:45 | はい。でですねこの |
| 0:21:47 | 大飯発電所で使用している安全弁っていうのは原子力プラントで使われているものですので、例えば一般的な一般的に安全弁が使われているところのメンテナンスに加えて何か追加で手入れの際にこういうことをしてるよというようなことがあれば、 |
| 0:22:07 | 説明していただきたいと思います例えばこれ加圧器の要するに一次系のバウンダリーを形成しているものですので例えば放射性の濃度が結構あるものだと思いますので何かそういう観点から特別な何か、 |
| 0:22:22 | 原子炉プラント特有のメンテナンスをされているようでしたらはいご説明をお願いします。 |
| 0:22:32 | 旅行発電所の植田です。少々お待ちください。 |
| 0:23:12 | あ、すいません。関西電力大井発電所の植田でございます。まず頻度に関しまして明石ましてですけれども、通常のかつ、安全弁でありますと、分解点検の周期とかはですね、声とか、6Aとか、ああいうような形で実施しております。 |
| 0:23:31 | で、今回この加圧器安全弁を毎定検、実施している理由としましては、保安規定の要求でですね、毎定検吹き出し圧力の確認を、 |
| 0:23:42 | 実施するということになってます。吹き出し圧力の検査を実施します。この検査を実施する前に、分解手入れをし、 |
| 0:23:56 | 脚部の検査をするということから、定理を毎定検、TBを実施してます。 |
| 0:24:02 | で、もう一つ、一次系特有というところなんですけれども。当然放射性線量の高いところではありますので、分解点検の手入れの都度ですね、ウェス等でですね、軽く除染をし、実施して、 |
| 0:24:19 | 再度組み立てを実施しているというものでございます。以上です。 |
| 0:24:27 | はっきりとウエハラですはいすいませんあの日頻度ですとか |
| 0:24:33 | 定例の内容について原子力プラント特有の排除というものでは理解できましたはい。 |
| 0:24:41 | はいデですねはい続きますで、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:24:45 | 今この工事目的のところにあるこの弁座シート部の手入れしろっていうふうに、積というような記載があるんですけどもこの弁座シート部っていうのは便座と弁体が合わさるところ。 |
| 0:25:01 | の部分というところでこのところを振り合わせによって削って、ちゃんと弁座と弁体が合うようにする、層位 |
| 0:25:12 | た部分だという理解でよろしいでしょうかね。 |
| 0:25:18 | はい。関西電力大井発電所の上田でございます。後、ご認識の通りで問題ありません。 |
| 0:25:26 | 以上です。はい規制庁ウエハラです。はい。ですねこの弁座シート部っていうのがどんどんこの定量というのはどのくらい減少すると、取りかえなきゃいけないのか、要するにどれくらいの期間で交換するものなのかについては後、そうですね。 |
| 0:25:44 | はい確認させてください。 |
| 0:25:50 | はい。関西電力発電所の上田でございます。ですね取りかえの基準としましては、一応メーカーの基準というものがあまして、チラーがですねそのメーカーの基準値として、 |
| 0:26:03 | 約 0.2 というところで設定しております。 |
| 0:26:09 | で、大体ですね、毎回の点検手入れで、どれくらい減少するのかというところですけども、多少のばらつきはあるんですけども、大体平均、毎定検、0.01 ミリ程度、 |
| 0:26:25 | 減少するというものでございます。 |
| 0:26:30 | ですので、このメーカー基準が下回りそうだなというふうになれば、取りかえを実施するというものでございます。 |
| 0:26:41 | はい。以上です。 |
| 0:26:42 | はい。規制庁上原です。はい、理解できました。で、ちょっと若干の突っ込んだ質問なんですけれども、本間例えばこのメーカー基準、 |
| 0:26:53 | を超えてさらにこの手入れしろが |
| 0:26:57 | 減少した場合に想定されることとして例えばどういうことが、 |
| 0:27:03 | あるのかなというのをちょっとはい確認させてください。 |
| 0:27:12 | はい。関西電力大江発電所のウエダでございます。定例白をですねメーカー基準を下回れば、直ちに機能性能に影響あるのかというところではないんですけどもそもそもこの |
| 0:27:31 | 持たせてるのはですね、弁体を |
| 0:27:38 | 弁、弁体と便座の間に、空間をある程度持たすことによって、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:27:44 | 揚力を発生させやすくしてですね、弁体、効率よくですね、引き出せるように、ちゃんと作動するようにということで、この主 |
| 0:27:56 | 主弁座シートの高さっていうのを設定しております。 |
| 0:28:01 | はい。以上です。 |
| 0:28:04 | はい。規制庁上原ですはい理解できました。そうなりますと弁座シート部がメーカー基準を超えて、どんどん削れる。 |
| 0:28:14 | 等、例えばこの加圧器安全弁の吹出し容量等にも何か徐々に影響が出てきてしまうというような理解でよろしいでしょうかね。 |
| 0:28:26 | 関西電力の植田です。布田使用料に関してはですね影響は受けません。 |
| 0:28:35 | はい。規制庁上原です。そうなるとうすですねそのマヨ揚力の関係でどういった加圧器安全弁の機能に影響が出るのかわかるようでしたらちょっとはいご説明いただければと思います。 |
| 0:29:00 | 関西電力発電所の植田です。少々お待ちください。 |
| 0:29:46 | あ、すみません。関西電力発電所の植田でございます。えっとですね、この弁、この高さ、メーカー基準超えても、 |
| 0:29:56 | てなると影響されるものとしては、安定して、飛田志賀静 |
| 0:30:04 | しずらいと、いうことを、 |
| 0:30:10 | になります。あとはちょっと便座の方の漏えいが少し発生するというものが考えられます。 |
| 0:30:18 | 以上です。 |
| 0:30:22 | はい、規制庁上原ですはい承知いたしましたはい。今おっしゃった連続漏えいっていうのは、入口分から出口部に対する漏えいであってこの安全弁の |
| 0:30:33 | 外に対する漏えいという意味ではないですよ。出野刀禰のための確認なんですけれども、 |
| 0:30:40 | 関西電力大江発電所の植田です。おっしゃる通りで、入口側から出口側への漏えいというものでございます系外への漏えいはございません。 |
| 0:30:49 | はい規制庁ウエハラですはい理解できましたはい。 |
| 0:30:52 | ですね |
| 0:30:55 | ここそうですね加圧器安全弁を手入れすると1回当たり0.01ミリ、弁座シート部が減少してしまって今回ちょっと取りかえなきゃいけないような |
| 0:31:09 | ところまでちょっと削れてしまったというところでこの055に関しては今回取りかえられるんですけれども、他の二つの安全弁に関してはこちらの方は、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:31:20 | 取りかえ、今回は取りかえられないということなんですけれども、その理由については以後です、ご説明お願いします。 |
| 0:31:34 | 田井さん。 |
| 0:31:35 | すいません。関西電力大江発電所の植田でございます。えっとですねやはり定例指導はですね人力でやるものですので、弁によって答えたというものがあります。 |
| 0:31:48 | で、今回加圧器安全弁三階内ですね、1台しか取りかえない理由としましては、当該弁のみがですね、この管理表メーカー基準値である、0.2mmに近づいてきたということから、 |
| 0:32:03 | 取りかえるということで整理しております。なおですけれども、その他、残り二つの弁がありますが、そちらにつきましては現状今0. |
| 0:32:15 | 3、0.4、大体そのぐらいの白末 |
| 0:32:24 | シート高さがありますので、まだしばらくは取りかえる必要はないというふうに考えております。以上です。 |
| 0:32:35 | はい規制庁ウエハラですはい理由について理解できました。はい。瀬古の定理をする、そのすり合わせをする、する人によって結構そういう答えが出てしまうという、 |
| 0:32:49 | ところだったんですけれども、この055今回取りかえられる安全弁だけが何か手入れの回数が多いとか、そういう、 |
| 0:32:59 | 分解定例の回数が多いとかそういう事情ではないということによろしいでしょうかね。 |
| 0:33:06 | はい。関西電力大江発電所の植田でございます。先ほど申し上げた通りですね毎定検、3台すべて分解点検をしておりますので、当該弁だけ分解点検の回数が多いとか、 |
| 0:33:19 | そういうものではございません。以上です。 |
| 0:33:26 | はい規制庁ウエハラです。はいはい、承知いたしましたはい。 |
| 0:33:30 | そのすり合わせの際にはこの弁座シート、ベンダー主面談シート部だけではなくこの上側にある弁体シート分を合わせてすり合わせを行うと思うんですけれども、 |
| 0:33:41 | こちらの方の何か、手入れしろというのはまだ余裕が05に関しては余裕がある。 |
| 0:33:50 | という理解でよろしいでしょうかね。 |
| 0:34:01 | はい。関西電力発電所の上田です。おっしゃる通りですね、弁体のシート部も整理を実施しておりますけれども、まだ |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:34:11 | メーカー基準値には到達しておりませんので、取りかえる理由としましては全体のシート部ではなくて弁座のシート部の定例資料の減少によるものでございます。以上です。 |
| 0:34:26 | はい。規制庁植原です。はいはい承知いたしました。 |
| 0:34:32 | はい。少々お待ちください。 |
| 0:34:37 | ううん。 |
| 0:34:43 | はい。 |
| 0:34:44 | はい規制庁ウエハラなんあウエハラですけれどもはい。 |
| 0:34:50 | 工事概要のところですね今回加圧器安全弁を同首藤材のものに一式取りかえるとあるんですけれども、これは全く同じものに取りかえるという理解でよろしいでしょうかね。 |
| 0:35:04 | はい。関西電力大江発電所の上田でございます。ご認識の通り、全く同一のものに取りかえるというものでございます。以上です。 |
| 0:35:14 | はい規制庁ウエハラです。はい理解いたしましたここには、ここを読みますと同酒造増同罪の者にとあるんですけれどもそれだけではなく構造ですとか重さ、 |
| 0:35:26 | あと接続方法フランジ接続ですとかそういった何、内部構造ですとか内部に使われている材料、弁弁箱に限らず、 |
| 0:35:36 | そういった構造ですとか重さに関しても変化、変わりはないという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:35:48 | はい。関西電力大井発電所の植田でございます。おっしゃる通りでして、要目表に載ってこないところもすべて、全く同じ同一仕様のものでございます。 |
| 0:35:59 | 当然接続方法とかも変わるものではございません。以上です。 |
| 0:36:06 | はい規制庁ウエハラですはい承知いたしました。そうでしたら当然、耐震評価等におけるその評価条件等も変わらないものと理解してよろしいですよ。 |
| 0:36:18 | はい。関西流行発電所の植田です。ご認識の通り、耐震、決算に影響するものはございません全く同一でございます。以上です。 |
| 0:36:31 | 対規制庁ウエハラですはい承知いたしましたはい。 |
| 0:36:34 | あとちょっと佐瀬細かい確認なんですけれども今回の申請書の添付図面で付けられてるですね加圧器安全弁の構造図、 |
| 0:36:49 | 構造図、第3図なんですけれども構造図つけていただいておりますね。はい。それとですねこの加圧器安全弁を設置したときの、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:37:02 | 工認の添付図面というのをちょっと見私の方で見比べてみたんですけども、若干何かその構造がですね、なんか若干ちょっと違うように見える部分がございます、 |
| 0:37:17 | はい。例えばアノばね覆っているところに何か |
| 0:37:25 | 横から何かこう接続されたりしてるんですけども設置したときの図面にはそういったものがなかったりですね。 |
| 0:37:33 | 若干そういった差異があるんですけども、これは |
| 0:37:39 | こういった構造を書くときの何かルール、ルールですとかそういったものの違いによって、何かその違って見えるだ。 |
| 0:37:47 | けんんだけであくまでその |
| 0:37:51 | 設置、設置に設置した数、そのカワセ安全弁と今回取りかえる加圧器安全面というのは構造も含めて全く同じものだという理解でよろしいでしょうかね。 |
| 0:38:05 | はい。関西電力大井発電所の上田でございます。建設当時の図面と、今回若干のそごがあるということなんですけれども、 |
| 0:38:15 | ちょっと建設当時の図面がどういうルールに基づいてってところがちょっと、現状ちょっと把握はできてないんですけども、少なくとも、ものとしては、全く同一仕様のものに取りかえるというものでございます。 |
| 0:38:29 | なので今回、添付させている、いただいている第3図、Aのもの、今回、取りかえ、維持、に取りかえるというものでございます。 |
| 0:38:41 | 同一仕様で、間違いはありません。以上です。 |
| 0:38:45 | はい。規制庁植原です。はい。 |
| 0:38:48 | で、ちょっとすいません最後に念のための確認なんですけれども同一のものとおっしゃってるのはドイツメーカーの同一型式だと理解してよろしいですかね。 |
| 0:39:00 | はい。関西電力発電所の上田でございます。おっしゃる通りで同一メーカー、同一型式のもので間違いありません。以上です。 |
| 0:39:11 | はい規制庁ウエハラですはい承知いたしました。はい。 |
| 0:39:22 | はい。規制庁西内ですけど。 |
| 0:39:25 | まず、今ウエハラカラー、確認していた事項は、補足説明資料の方にちょっと充実記載いただいてもいいですか。 |
| 0:39:35 | 一通りちょっと続けて言ってきましたけど、基本的に一番最初の冒頭の、 |
| 0:39:46 | そもそもの分解手入れやってる内容、あとは定量している市町との関係、また定例資料が減少することによって何が起きるのかとか、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:39:55 | あとは結局その発生している要は今回取りかえる直接的な理由ですよ ね今回の弁はこういう状況になっていて他の面はまだ今後っていうこと なのかとか、 |
| 0:40:05 | あとは図面とか一番最後に確認した図面の話とかですよ。 |
| 0:40:10 | 少なくとも今内側に届けられているものを申請されているもの図面上だ と変わっているようには読み見えてしまうのであればそこはしっかり補 足説明資料でまずその状況は記載をいただくようお願いしたいんで すけど。 |
| 0:40:23 | 今ここまで説明いただいた内容を、ちょっと概略としてがそこまで詳しく なくて結構ですので一通りで李補足説明書の方にまだ充実をいただき たいんですけどよろしいですか。 |
| 0:40:41 | はい。関西電力発電所の植田でございます。承知いたしました。補足説 明側に追記するようにいたします。 |
| 0:40:49 | 以上です。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。 |
| 0:40:54 | 他に先に規制庁側から何かあります。 |
| 0:40:59 | 1個だけちょっと確認なんですけど、ベンダーシートの手入れ資料っても ともとどれくらい確保しているものなんでしょうたっけ、もともとどれくらい確 保しててそれが今は0.2でしたっけ。 |
| 0:41:11 | 何だっけ。 |
| 0:41:12 | 今で減ってるっていうとどういふもと、要は今回入れようとしてるものは今 どれくらい定例白を確保する予定なんでしょうか。 |
| 0:41:23 | はい。関西電力こういう発電所の植田でございます。 |
| 0:41:30 | もし、関西電力発電所の上田でございます。もともと当該弁のリーク高 さは、初期高さが0.45ミイでございました。それが0.2に近づいてくる と。 |
| 0:41:43 | ということから、取りかえを実施するというものでございます。 |
| 0:41:47 | また、今回取りかえる安全弁、今回取りかえる新規の安全面に関しまし ても、同じように、0.45を目安に、豊かさ、 |
| 0:42:00 | を製作して、取りかえる予定でございます。以上です。 |
| 0:42:06 | はい。規制庁西内ですありがとうございます。あともう1点なんですけ ど、他の面も、多分ゆくゆく、 |
| 0:42:13 | 定例続けるにあたって多分ここが見込まれると思うんですけど、そもそ も関西電力のプラントだけでも結構なんですけど、 |
| 0:42:22 | 安全面って過去に取りかえたことありますか、香月香月の安全面で結 構なんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:42:28 | 実績ありますか。加古。 |
| 0:42:32 | はい。関西電力発電所の植田でございます。少しですね関西電力の中でも、そういう違いがありますのでちょっと簡単に説明をさせていただきますと、美浜 3 号機、高浜 12 号機に関しましては、 |
| 0:42:48 | 加圧器安全弁はもともと輸入弁でありまして、こちらを国産化を実施していくと、また実施していこうとしているというものでございます。 |
| 0:42:59 | 具体的には美浜 3 号機と高浜 2 号機に関しましては、すでに輸入弁から国産化、実施しておりますが、高浜 1 号機に関しては |
| 0:43:10 | まだ輸入弁の状態、今後、国産化を予定しているというものでございます。 |
| 0:43:16 | で、またですね、その他 T34534 で取替実績があるのかというところですけれども、一式取替えということに関しましては、今回、土佐大井 3 号機が、の今回の弁が初めてとなります。 |
| 0:43:33 | 以上です。 |
| 0:43:36 | はい。規制庁西内ですありがとうございます。ちなみに美浜さん高浜新野取り換えって、 |
| 0:43:43 | 例えばシンケイジのタイミングでまとめて合わせてやっているとかっていうことではないですかそれより前の話ですか。 |
| 0:43:50 | 関西電力発電所の上田でございます。新規制、以前の話に、以前に取りかえを実施しております。 |
| 0:43:59 | 具体的には美浜 3 号機は、平成 20 年頃、高浜 2 号機はさらに古いんですけど、昭和 59 年度に取りかえを実施しております。以上です。 |
| 0:44:11 | はい、規制庁ニシウチですわかりましたで、今のに二つの実績も、別にこの手入れしろとの関係ではなくって、そういった意味では定例資料はまだ十分余裕あったんだけど、国内、国産の米に変えていくっていうか、 |
| 0:44:25 | 目的で書いているってそういう理解でいいんですかね、それともその定例者がそれ減ったからそのタイミングで国産米にってそういうことなんですかね。 |
| 0:44:33 | 関西電力発電所の植田でございます。輸入、国産化に関しては、そのシート部の定例資料というものは関係ございませんで、 |
| 0:44:44 | 輸入元から国産化にするというところで取りかえを実施しております。以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。参考程度で結構なんですけど、過去の取替実績っていった形で今の 2 弁能情報だけちょっと補足説明書に記載しておいていただいてもいいですか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:45:03 | 一応その時に要は今回の手入れ資料関係ではない旨もそろえておいていただければと思うんですけどよろしいでしょうか。 |
| 0:45:10 | はい。関西電力発電所の上田でございます。承知いたしました補足説明資料につき、失礼いたします。 |
| 0:45:20 | はい、規制庁西内ですよろしく申し上げます。 |
| 0:45:24 | 衛藤。 |
| 0:45:29 | ほかに規制庁側から工事の内容全般についてか現時点で確認しておきたいことありますか。よろしいですか。 |
| 0:45:35 | はい。 |
| 0:45:38 | 続けて、ちょっと個別具体的な適用条文の確認、あと整理っていうところの確認を進めていきたいんですけども、 |
| 0:45:48 | もう条文単位に、1個1個確認を順番に進めていければと思いますけども、規制庁から確認事項ありますか。 |
| 0:45:58 | はい、原子炉規制庁阪本です。各条文についてで、まず、耐震関係なんですけども、 |
| 0:46:06 | 届け出書の添付の5に耐震計算書の多分説明資料つけていただいて、 |
| 0:46:12 | まずちょっと中身というか内容のちょっと確認をしなくて一つなんですけど3.1の |
| 0:46:18 | ところで、設備の耐震重要度分類の表、表の3-1の表ですがをつけていただいていると思うんですけど。 |
| 0:46:27 | 設計基準対象施設費としてはS、BCでS2っていうことで多分書かれていて、 |
| 0:46:34 | 重大事故等対処設備の設備分類は、殊、常設重大事故防止設備常設重大事故緩和設備、可搬型重大事故等対処設備の三つの区分で、 |
| 0:46:46 | 常設重大事故防止設備っていうふうに多分分類していただいていると思うんですけど。 |
| 0:46:51 | これ、 |
| 0:46:52 | 何か技術基準規則の50条のところとかあとは、ここにも書いてある前野有賀新規性基準時の重要度分類の、 |
| 0:47:01 | 訳を見ると、 |
| 0:47:03 | 三つの分け方が、常設耐震重大事故防止設備と常設重大事故。 |
| 0:47:09 | 緩和設備と、あとはその常設耐震重大事故と設備以外の常設重大事故対処設備みたいな分けをしていると思ったんですけど、この三つの開き |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| | 方っていうのはどこ、どういう分け方をしてるのかちょっと説明いただいてよろしいですか。 |
| 0:47:27 | 関西電力発電所の上田でございます。少々お待ちください。 |
| 0:48:45 | あ、すみません関西電力大井発電所の植田でございます。少し確認いたしますので、よろしければ次の質問で質問会、質疑やってる間に確認させていただければと思うのですが、 |
| 0:48:59 | よろしいでしょうか、原子力施設の阪本です。承知しました。そしたら次の質問に行かせていただきます。同じく耐震の説明書のところで、 |
| 0:49:09 | 説明書の最後のページで、10 ポツの耐震計算結果というところで、一応この安全弁の耐震結果については、取りかえる弁っていうのは、 |
| 0:49:19 | 前後で一緒っていう話は先ほどの、 |
| 0:49:22 | ウエハラからの質問に答えていただいてそうだとは思っていただきました。計算結果についても、その新規制基準の時ですよこの平成 29 年 8 月 25 日付の、 |
| 0:49:33 | 認可された時の説明資料から変更はないっていうことで書いてあるけど、ちなみに変更はないっていうことは何か。 |
| 0:49:41 | 確認とかはしてるんですかね。 |
| 0:49:50 | はい。関西電力郡発電所の植田でございます。 |
| 0:49:55 | まず同じものに変えるというところで、条件が全く変わらないというところでその確認をもって、当時の耐震計算書から変更がありませんと。 |
| 0:50:08 | ということで、記載しております。 |
| 0:50:11 | 以上です。規制庁阪本です。ということは、別に計算し直したところではなく、ただ単に同じで、同じインプット条件が一緒だと、もちろん結果も変わらないのでとかそういう意味ってことで投融資よろしいですよ。 |
| 0:50:24 | はい。関西電力大江発電所の植田でございます。はい。その認識で間違いありません。以上です。 |
| 0:50:30 | ありがとうございます。 |
| 0:50:32 | ちなみになんですけど、当時だと加圧器安全弁の確認というのは勝木町部においてやられる方等加速度に対してその機能確認済み加速度以下であることっていうのとあとは、 |
| 0:50:45 | 配管反力ですかを確認するっていうので確認してたんですけど同じ、その辺りの結果というよりは入力値が一緒だから、その確認。 |
| 0:50:54 | とかよりはもう入力値が一緒なので、変更はないってそういうことですよ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:50:59 | はい。関西電力発電所の上田でございます。ご認識の通りで、問題ありません。以上です。承知いたしましたありがとうございます。 |
| 0:51:08 | そしたら、次の条文で、十四条の安全設備関係のところなんですけども、 |
| 0:51:15 | これは点。 |
| 0:51:17 | 届け出の添付資料の4のところでおそらく説明していただいている、 |
| 0:51:23 | まず多重性と多様性と独立性のところなんですけども、 |
| 0:51:33 | えっと、そうですね、1ページですか。 |
| 0:51:36 | 添付の4-1ページのところで、 |
| 0:51:38 | そういう、 |
| 0:51:42 | 多重性と多様性とか独立性を備える切設計とするということは、 |
| 0:51:47 | 書かれているんですけど、ちなみにこれっていうのはどういう、 |
| 0:51:50 | どういう設計が独立性を持つてるってことを担保してどういう設計が多重性を持つてることを担保してっていう、各 |
| 0:51:58 | 設計がどこに対応してるかっていうことを説明いただいでよろしいでしょうか。 |
| 0:52:08 | 関西電力発電所の上田です。少々お待ちください。はい。 |
| 0:52:15 | すいません関西電力の三輪でございます。 |
| 0:52:19 | まず、多重設定というのは、安全設備に対して、事故が起きたときに、単一故障を仮定しても、その安全機能が達成できるように、まず、ダブルで持ってなきゃいけないと。 |
| 0:52:31 | というのが、多重性になりますんで、独立性というのは、共通要因故障で、両方とも、せっかく多重で設けたものが共通要因故障で同時に死んでしまっはいけないので、 |
| 0:52:43 | 独立性を持たせる例えばアノポンプなんかでも、REDYトレイで電源を分けるといったようなことがこれが独立性ですんで多重性と独立性は、 |
| 0:52:53 | 基本セットで設けなければならないということです。 |
| 0:52:57 | 以上です。 |
| 0:53:01 | 規制庁阪本です。 |
| 0:53:03 | 多様性のところは、 |
| 0:53:06 | あれですかね、別、加圧器安全弁なんで、 |
| 0:53:09 | 圧力抑制のところでは他のものと、 |
| 0:53:15 | このものがあってそれで多様性を担保するってそういうことですか。 |
| 0:53:21 | 関西電力に発電所ニワでございます。多重性または多様性ですんで、多重性のように複数持つというパターンもあれば、多様性ですね補助給 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| | 水機能としてタービン度或いは電動のように、全く異なる仕組みのものを持つといったパターンが、 |
| 0:53:38 | あって、多重性と多様性は、同時ではなくてそれぞれ使い分けがあるというものになりますけども、 |
| 0:53:46 | 規制庁サカモトでしようましてありがとうございます。 |
| 0:53:50 | はい。 |
| 0:53:50 | そしたら、次なんですけど、 |
| 0:53:54 | 環境条件のところ、同じく17条の安全設備の反響所。 |
| 0:54:01 | はい。 |
| 0:54:27 | すいません規制庁サカモトでちょっと一旦さっき通り戻させていただきます、 |
| 0:54:33 | えっと、 |
| 0:54:34 | 多様多重性は先ほど説明いただいた通り二つ以上ってということで今回三つついてるっていうので、多分担保してると思うんですけど、独立性は、共有通要因故障が、 |
| 0:54:46 | 来ないっていうのは今回どういう、1とかそういうもので、 |
| 0:54:51 | 担保してるっていう認識でいいですか。 |
| 0:54:56 | はい。関西電力三輪でございます。独立性というのは、共通要因故障がないということで、例えばCVスプレイが降った時に機能喪失しないとか、 |
| 0:55:08 | あとはCVの中の事故時の環境で同時に死なないとかですね、或いは地震が起きたときに、全部同時に知らないとか、そういった独立性を持つてるといことなんです、 |
| 0:55:22 | ある意味環境条件に、の話に近いところではあるんですけど、同じ環境下に設置されていても、それぞれが同時に死ぬことはないような設計がなされていると。 |
| 0:55:32 | いうことをもって、3台は独立性を持っていると、こういうそういうとらえ方でございます。以上です。 |
| 0:55:42 | 規制庁阪本です。 |
| 0:55:44 | あんな、 |
| 0:55:45 | それはだから、何かしらの対策というよりは、1個1個が、 |
| 0:55:49 | フジイだからとかそういうことですか。何か、すいません、私が理解できてないだけかもしれないですけど。 |
| 0:55:55 | 何かしらの対策をしてるから独立性があるとかそういうことではなく、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:55:59 | ただ単に便が環境条件下で大丈夫だから、独立してるってそういうことですか。 |
| 0:56:06 | はい。おっしゃる通りでその通りです。もしもですね、近くに回転機器とか、高エネルギー配管ですぐ破れるようなものが通ってるとそんな、 |
| 0:56:20 | 状況であれば、例えば本つけるとか、防御するすべが必要なんですけども、当然そんなものごさいませんので、それぞれの安全弁が丈夫にできてるか。 |
| 0:56:31 | ということで独立性を持つてるということになります。以上です。 |
| 0:56:48 | わかりました。とりあえずその辺のところを資料に書いていただけると、補足説明資料ですか、に記載していただけると幸いなのでよろしくお願い致します。 |
| 0:57:02 | はい。関西電力は、承知しました。共通要因で、同時にしない設計になってるということは、何かしら補足させていただきたいと思えます。以上です。 |
| 0:57:17 | 規制庁阪本ですよろしくお願い致します。 |
| 0:57:22 | はい。次なんですけど同じく十四条の安全設備のところでは環境条件見ると思うんですけど、これも資料でいうと、資料の届け出書について添付資料 4、 |
| 0:57:32 | の、 |
| 0:57:35 | 4 ページ、3 ページから 3 ページぐらいが環境条件の話が書いてある。 |
| 0:57:40 | で、最初の確認なんですけど、基本的に、 |
| 0:57:44 | 先ほどから加圧器安全弁は全く同じものに取りかえるっていう話になっているので、 |
| 0:57:49 | 考慮する、その環境条件一式全体的についても、既工事計画、まだそのときの工事計画のところは変更がないっていう認識ではいいんですよ全体的には、 |
| 0:58:01 | はい。関西電力大井発電所の上田でございます。その認識で、間違いありません。 |
| 0:58:08 | 原子炉規制庁阪本です。 |
| 0:58:10 | す。その中で、一応いろいろこの環境条件ところに、例えば放射線が海水中シュート中通水とかは |
| 0:58:21 | 考慮しなくていいとか、温度とかも変わらないんで考慮し、既工事計画と変わらないで考慮しないとかがそういう説明が書いてあるんですけど。 |
| 0:58:29 | 例えば環境圧力、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:58:32 | による影響及び荷重とか、あとは周辺機器からの悪影響とか、あとは冷却材の数、性状ですか、そこだけ独立して、 |
| 0:58:41 | 抜き出して書いてあるのは何かしら理由があるんですか。 |
| 0:58:50 | はい。関西電力大井発電所の上田でございます。環境条件の中ですね。そうですね。例えば屋外の変更による影響についてはとか、 |
| 0:59:03 | 屋外の天候による影響だとか、海水のを通水する系統への影響だとかということは、これは訂正工認の一括での工認の時はそういうのが該当する機器もあったので、 |
| 0:59:17 | 全般的に網羅するような形で記載しておったんですけども、今回この加圧器安全面に関しましては、その屋内であること、また海水が通水するような系統ではないこと。 |
| 0:59:29 | からそういうのは考慮不要ですよということで、この(1)から(3)は加圧器安全弁に該当することですよということで記載させてもらっております。 |
| 0:59:40 | 以上です。 |
| 0:59:41 | 規制庁坂元です。考慮不要の点は、関係ないってところで、確かに理解はしてるんですけど、温度とか湿度、 |
| 0:59:51 | とかの話は、 |
| 0:59:53 | 既工事計画に行って考慮しておりっていう書き方なんで一応考慮はしてるけど、 |
| 0:59:58 | 具体には圧力とかそこまでの説明はせず、ただ単に工事と一緒にいうふうにしてる。 |
| 1:00:05 | ですよね圧力とかはちゃんと抜き出して、こういうこういう圧力設定してるんで、 |
| 1:00:10 | 大丈夫ですよとか、してるんですけどその違いって何かあたりしますか。 |
| 1:00:25 | 関西電力大江発電所の上田でございます。少々お待ちください。 |
| 1:00:46 | すみません、関西電力大江発電所のウエダですけども、すみません先ほど音声がちよっと見られておりましたですね、もう一度ご質問よろしいでしょうか。申し訳ないです。はい。規制庁坂元です。 |
| 1:00:59 | 考慮するのと考慮しないの違いは、大体わかるんですけど考慮するものの中で、記載にばらつきがあるように見えて、既工事計画と同じなんで考慮してますってパターンと、 |
| 1:01:10 | おそらく設計とか構造とか、ものを書いてないのでおそらく既工事計画と一緒にすることはわかるですよ全部。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:01:18 | だけどその中でも書いてあるものと書いてないものを書いてあるものというか、詳しく書いているものと書いてないものの違いは何かあれば教えてください。 |
| 1:01:37 | 関西電力こういう発電費。 |
| 1:01:39 | 木野占部少々お待ちください。 |
| 1:04:02 | あ、関西電力丹羽でございます。すいません。今のご質問については、もう少し確認させてください。ちょっと前に戻りまして、 |
| 1:04:11 | 耐震計算書のところで、常設耐震じゅ、14 重大事故防止設備、 |
| 1:04:18 | あと、それ以外のという、技術基準の分類に沿った分類になってないのはなぜかというご質問を先ほど、 |
| 1:04:30 | いただいたかと思うんですけども、 |
| 1:04:32 | すみませんまず、まずご質問の会社これでよろしかったですかね。 |
| 1:04:37 | 規制庁サカモトですそうですねこの三つ今書いてある三つはどこから持ってきた三つあるかなと思ってさっき言った通り、市技術基準規則とか、あとは、多分 |
| 1:04:50 | 基本設計方針ですか従来重要度分類の基本設計方針ところにも、さっき私が言った三つの方が入ったと思うんで、何。 |
| 1:04:57 | ここに持ってきたのは何かがわかれば。はい、お願いします。 |
| 1:05:03 | そうですね、まず技術基準の 5、50 条で掲げている施設の区分っていうのはですね、1 個目が重大事故防止設備になりますんで、 |
| 1:05:18 | 二つ目が重大事故防止設備、 |
| 1:05:23 | 以外の重大事故防止設備が設置される重大事項等対処施設で、こちらはずです |
| 1:05:33 | 4 条の地盤の規定によって算定する地震力に耐えることとあるので、区分としてはどちらかということ建物に対応するような要求になってます。 |
| 1:05:45 | で、三つ目の部分に、事故緩和設備が起きますということで、この分第 3-1 表の部分についてはですね、 |
| 1:05:59 | 重大事故防止設備と重大事故緩和設備、ちょっと今回該当しませんけど、可搬型重大事故防止設備となっております。以上です。お答えになってましたでしょうか。 |
| 1:06:21 | 規制庁阪本です。 |
| 1:06:23 | 田野承知いたしました。 |
| 1:06:25 | 少々お待ちください。 |
| 1:06:35 | 規制庁阪本です。殊、環境条件の話は一旦今、 |
| 1:06:40 | 確認中ってことでいいんですよね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:06:53 | 規制庁サカモリ。 |
| 1:06:55 | ですね聞こえていますか。はい、関西電力発電所の植田でございます。はい。先ほど添付4の方でご質問いただいた内容につきましては、少し確認中ですんで、また別途、後程回答いたします。 |
| 1:07:10 | 以上です。はい、規制規制庁坂元です。 |
| 1:07:13 | さっきからですね同じ環境条件でもう1点あるのでそれも先にお伝えすると。 |
| 1:07:18 | 環境条件等の説明のところ、 |
| 1:07:22 | 放射線影響のところを書いてあるところがあると思うんですけど、 |
| 1:07:31 | 添付の4の、 |
| 1:07:37 | 添付の4-4ページのところで、放射線による影響については設置場所での操作をユフ救済が不要であること。 |
| 1:07:46 | よって考慮不要だということでおそらく人たちとかそういう話で、須藤。 |
| 1:07:51 | いやいかなから大丈夫ですみたいな書き方になっていて、放射線への影響って新規性基準時のやつを見ると、 |
| 1:07:58 | コールの中には、考慮不要か、迷うかは別として考慮する、全体の中身的には危機に対する放射線影響っていうのも、 |
| 1:08:07 | 入ってたと思うんですけど、それは今回、この資料には書いてないっていう認識でよろしいですか。 |
| 1:08:18 | 関西電力発電所のウエダでございます。機器に対するところに関しては記載しておりません。 |
| 1:08:26 | 以上です。 |
| 1:08:30 | はい。規制庁坂元です。何かこういう不要なものを全体的に沿って記載してると思ったんですけどそれだけ記載していないのはなぜですか。 |
| 1:08:45 | 赤沢電力お湯発電所の伊田でございます。少々お待ちください。 |
| 1:09:39 | 関西電力丹羽でございます。青井発電所利用でございます。今の放射線に対する講座なんですけれども、基本的に放射線は現場での操作が必要であったりとか、人体への放射線影響が必要な場合、 |
| 1:09:55 | 考慮する事項であって、今回、そういった操作は発生しないので、もともとこういう対象外と考えていたというもので、一方キーだと電磁波とかありますけれども、今回電磁波って考慮 |
| 1:10:08 | 設計上考慮すべきものはございませんのでそういった意味もあってですね変えていなかったというところがありまして、機器直接に対して、放射線上の考慮があったと、こう言われているのは、もし差し支えなかったらどの部分か教えていただけないでしょうか申し訳ございません。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:10:28 | えっとです規制庁阪本です。 |
| 1:10:31 | 新規制基準値のすみません、少々お待ちください。 |
| 1:11:08 | 規制庁阪本です。施行人の新規制基準施行人の、 |
| 1:11:13 | 健全性のまとめ資料。 |
| 1:11:16 | のところに、環境条件のところが一覧みたいな感じで載っていてそこには、放射線括弧1と放射線(キ)みたいな形で二つに分けて書いてあったんですよね。 |
| 1:11:26 | なので、今回もそういうふうに考慮するしないは別としてお題目に上がってくるかなと思っていたのですが、書いてなかったのかという質問になります。 |
| 1:11:37 | はい。はい。関西電力丹羽でございます。あれですね健全性説明書の補足資料の中のマトリックスのところ、過去機器っていうのも書いてあったのでっていうことと理解しました。 |
| 1:11:52 | で、ちょっと今回はですね、明らかにその影響がないので、もう初めから操作場所に関する考慮不要であるということを明記したとそういうそういう作りにはしております。 |
| 1:12:05 | はい。 |
| 1:12:06 | この記載の意図としては以上です。規制庁阪本です。えっと、人に対しては考慮不要ということが書いてあってそれはもちろん承知しているんですけど、 |
| 1:12:16 | 危機に対しても考慮不要っていう認識だということでもよろしいですか。 |
| 1:12:22 | はい。関西電力宮でございます。その通りでございます。 |
| 1:12:36 | あ、すみません、新規制基準のところ、ちょっとかちょっと少々お待ちください。 |
| 1:13:08 | 規制庁サカモトすみません。 |
| 1:13:11 | す、工事計画に係る説明資料のところの、50条に関する適合性の整理表の加圧器安全弁のところだと。 |
| 1:13:20 | 放射線括弧機器のところは、一応環境放射線ガスと設定値を比べてるような表がついていて一応見てるんじゃないかなと思ったんですけど考慮もしてないっていう認識ですか。 |
| 1:13:42 | ほぼ、関西電力丹羽でございます。そういう意味ではですね、それ、加圧器安全弁のところ見られたと思うんですけど。 |
| 1:13:53 | ちょっとそこ、どこ、どこを考慮してなくてどこを考慮しているのが線引きが、非常に難しいんですけど明らかに設計を変えてないので、当然健全性説明書の補足で、書いた、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:14:07 | 基準値を満足してるっていうのは、自明なので、どちらかというと、人への影響に思っておくだろうと、オクベきだろうということで、今、こういう記者になってますので、ここで考慮するということで全くそのことを念頭に置かなかったかっていうとそうではなくて、 |
| 1:14:27 | 設計上、設計上は考慮する必要はないものの、補足説明資料で、過去変えたような事故を念頭に置いた上で、考慮不要にしたとちょっとすみませんちょっとこの考慮したっていう言葉を、 |
| 1:14:41 | どこに置くかで、少し回答変わってきますけども、伝わりましたでしょうか。以上です。 |
| 1:14:50 | 規制庁阪本です。ちょっと |
| 1:14:53 | いろいろぐちゃぐちゃしてきたので、一旦整理してもらって、補足説明資料とかに、 |
| 1:14:58 | そういう整理でって書きましたってことでまとめていただけると幸いなんですけどいいですか。 |
| 1:15:04 | 関西電力の山田でございます。そうですね新規性基準のときも、補足で書いておりましたので、そういう意味では、機器影響っていうのは、 |
| 1:15:14 | 明らかに問題ないんだというところは、補足させていただきたいと思えますそれでちょっと明確にする形にさせていただきますありがとうございます。 |
| 1:15:24 | 規制庁阪本です。よろしくお願いします。 |
| 1:15:31 | 規制庁西内ですけど、その際の説明の時に、明らかに考慮をしていないっていうのであれば、実際に |
| 1:15:43 | 放射線影響を考慮しているようなものはこういった機器があって、 |
| 1:15:50 | ていうようなちょっと例示を挙げながら説明をちょっと記載いただくようにいただいていたっていいですか。 |
| 1:15:56 | こういったものを考慮していて、こういったものは考慮してない。 |
| 1:16:00 | 今回の上は考慮する必要がない部品で構成されてるのでって多分そういうことだと思うんですけど、おっしゃったのはそういうことだと思うんですけど、具体的な例示とか、あと今回の目が何で考慮しなくていいのかっていう具体的な理由もセットでちょっと記載をいただくようにしていただいてもいいですか。 |
| 1:16:18 | はい、関西電力宮でございます承知いたしました。 |
| 1:16:23 | 規制庁サカモトです。引き続きなんですけど、この 15 条の設計基準対象施設の機能のところ、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:16:30 | これも添付の4のところで、試験検査性のところ触れていただいているとは思いますが、 |
| 1:16:38 | そこに、 |
| 1:16:39 | 一応、安全弁はその健全性及び能力を確認するために、運転中とか停止中とかの、 |
| 1:16:47 | 保守点検ですか、過去可能な構造でありそのためにその配置とか空間とか、 |
| 1:16:52 | あとアクセス性を備えた設計とするというふうに書いてあるんですけど、ちなみに、おそらく安全弁は使用前事業者検査もそうですし、日常的な点検もそうですし、あとは、 |
| 1:17:02 | 先ほど言っていた定期事業者検査ですか。 |
| 1:17:05 | ことに。 |
| 1:17:06 | 点検していると思うんですけど、そういう、 |
| 1:17:09 | どの検査とかが |
| 1:17:12 | どういう設計、どのケースのためにこういう設計にしてるっていうその相対的なものがわかれば、説明していただけるといいんですけど、お願いします。 |
| 1:17:36 | 関西電力発電所の上田でございます。どの検査に対応するよというよりかはですね、加圧器安全弁に求められているものですね、検査分解点検手入れ。 |
| 1:17:47 | すべてできるようにということで空間とか配置とかアクセス性を備えた設計とするというものでございます。 |
| 1:17:56 | 以上です。 |
| 1:18:08 | 規制庁サカモト少々お待ちください。 |
| 1:18:14 | 規制庁坂本です。 |
| 1:18:17 | あとですねちなみにですけど、 |
| 1:18:19 | 使用前事業者検査に関しては今回、県、 |
| 1:18:23 | 補足説明資料の方に、こういう工事こういう検査しますってことが書いてあって、 |
| 1:18:28 | 定期事業者検査の話はあれですかね一番最初に説明いただいた手入れしろとかすり合わせとかそういうことを分解してやってるっていう。 |
| 1:18:38 | 話でいいんですかね。 |
| 1:18:41 | 種類としては、 |
| 1:18:47 | 関西電力の発電所のウエダでございます。今回、て点検としてアノて事件を実施しております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:18:58 | 規制庁坂本です。ありがとうございます。 |
| 1:19:00 | ちなみに日常的な点検とかっていうのはどういうことをやられてるんですか。 |
| 1:19:08 | 関西電力大江発電所の植田でございます。当該弁はですねCV内に入って、設置されてますので、運転中に関しましては、定期的な確認というところはありません。以上でございます。 |
| 1:19:27 | 形状サカモトです。平間で、 |
| 1:19:30 | 使用者証明事業者検査と定期事業者検査のときに、 |
| 1:19:33 | その場に行っていけるアクセス性とそこで徹底できる分、空間があるっていうそういうので、この検査性とか見てるってそういうことでよろしいですか。 |
| 1:19:44 | 関西電力発電所の植田でございます。その認識で問題ございません。以上です。規制庁坂本です。ありがとうございます。 |
| 1:19:53 | 人は次なんですけど、これちょっと確認なんですけど。 |
| 1:19:58 | 今回、 |
| 1:20:03 | と、県令系のところの主要設備リストの機器クラスのところ、 |
| 1:20:08 | あれも、加圧器安全弁と別にクラス機器じゃないってということで、クラス1ってもともと書いてたのを、多分バーに直したんだとは思んですけど、これ、適正化ってどういう、そういうことでよろしいですか。 |
| 1:20:22 | はい。ご認識の通りで、ドアノクラス1というふうに記載しておったんですけども、バーということが正しいというふうに判断しまして、 |
| 1:20:33 | 適正化をさせていただいております。以上でございます。 |
| 1:20:41 | ありがとうございます。規制庁サカモトさんありがとうございます。 |
| 1:20:44 | ちょっと次なんですけど、20条とか57条関係の安全弁のところ、 |
| 1:20:50 | 今回届けの加圧器安全弁っていうのは、報道っていうのは、おそらく今回適用規格適用基準ところで設計基準、 |
| 1:20:58 | 設計建設規格2005年と、 |
| 1:21:00 | 事例規格の加圧器防護に関する規定のところを、 |
| 1:21:04 | を書いてあると思うんですけどそれ。 |
| 1:21:08 | の規定によって、よるもので作ってあるっていうそういう認識でよろしいですか。 |
| 1:21:14 | はい。関西電力発電所の植田でございます。その認識で問題ございません。以上です。 |
| 1:21:24 | ありがとうございます。 |
| 1:21:26 | 規制庁坂本です。次なんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:21:31 | 33 条の循環設備等のところで、 |
| 1:21:34 | 一応基本設計方針だと、まとめて書いてあるかわからないんですけど一応 1 号、33 条の第 1 号の方の循環設備の話と、第 2 号に書いてある、圧力の自動調節話ですか。 |
| 1:21:48 | が二つ記載されていて、 |
| 1:21:51 | 説明ではおそらく第 2 号の方の、 |
| 1:21:56 | 圧力の変動を自動的に調節する設備の、 |
| 1:21:59 | ことについて書いて説明していただいたと思うんですけど、今回は 2 号に該当する設備ということで、 |
| 1:22:06 | 出してきてるってことでよろしいですか。 |
| 1:22:17 | はい。関西電力郡発電所の上田でございます。その認識で間違いありません。以上です。 |
| 1:22:31 | はい。規制庁坂本です。ちなみに 1 号、 |
| 1:22:35 | 一次冷却材系の話だと思うんですけど、 |
| 1:22:39 | 今回別にバウンダリではあるけど、1 冷却材系とかそういう循環設備とかいうに当てはまらないっていう認識ですか。 |
| 1:23:04 | はい。関西電力発電所の伊田です。 |
| 1:23:07 | はい、ご認識の通りで 1 号は、当該しないというふうに考えております。以上です。 |
| 1:23:19 | 規制庁坂本です。承知しました。一応基本設計方針が二つとも書いてあって、あれなので補足説明資料の条文のところに一部は該当しないという旨を明確に書いていただければと思います。 |
| 1:23:37 | 関西電力大江発電所の植田でございます。承知いたしました。 |
| 1:23:49 | 規制庁坂本です。 |
| 1:23:53 | 次なんですけど、第 59 条で、 |
| 1:23:56 | ところで今回加圧器安全弁が緊急停止、緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備として挙げられてると思うんですけど、 |
| 1:24:07 | 一応今回の加圧器安全弁は、重大事故対処施設設備の中で、この 59 条の設備のみ該当するっていう認識でよろしいですか。 |
| 1:24:21 | はい。関西電力発電所の上田でございます。50 条とか 50 条とかございますけれども、個別条文というところで 59 条のみ該当すると。 |
| 1:24:32 | いうふうに考えております。以上です。 |
| 1:24:37 | 規制庁坂本です。承知しました。 |
| 1:24:52 | とりあえず、 |
| 1:24:53 | 私からは以上になります。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:24:57 | 規制庁西内です少々お待ちください。 |
| 1:25:03 | すいません規制庁坂元です。さっき 20 条とか、57 条の安全弁等のところで、事例規格とあとは設計建設規格によるものですって話をさせていただいたと思うんですけど、 |
| 1:25:17 | ちなみにですけど、この、 |
| 1:25:20 | 個数とか、 |
| 1:25:22 | あとは、設計圧力っていうんですか最高使用圧力言って一番いいかってのですって話はおそらく添付資料の、 |
| 1:25:29 | 2 ですかね。あとは吹き出しの話も添付の資料の 7 とかで書いていただいていると思うんですけど。 |
| 1:25:36 | 安全面の構造の話とかは、 |
| 1:25:40 | ちなみに今の資料で読めるところってありたりしますか。 |
| 1:26:05 | はい。関西電力発電所の植田でございます。少々お待ちください。 |
| 1:27:32 | 関西電力発電所ニワでございます構造の面でいくと、健全性説明書の中に分解できる設計であることという言葉はあるんですけど、具体的な |
| 1:27:44 | 行動ですね例えば 17 条要求がある機器なんかだと材料及び構造の要求がありますんで、例えば強度計算書なりで構造に関する |
| 1:27:55 | 乳製品の技術基準適合性を示すっていうことあるんですけど、ちょっと安全弁ですんで、17 条要求がないということもありまして、具体的な構造をメインに書いてるっていうのは、 |
| 1:28:07 | 特段説明書上ではございません。強いて言うたら構造のところ、具体的な構造がわかるというぐらいになります。以上です。 |
| 1:28:16 | 規制庁阪本です。 |
| 1:28:18 | 設計建設規格のところの安全弁のところでも行動要求として、例えば時数、 |
| 1:28:24 | －B－8210－1094 年版ですか、こうこと構造によることっていう話が書いてあったりとか、 |
| 1:28:32 | 補助動作つき、装置つきのものについてはホデだとかあったり、あとはもちろん計算ですかね安全弁登用計算についてもそこでJISで飛ばしてたりするので、その話が、 |
| 1:28:43 | 書いてないと確認しようがないので、それも補足説明資料とかに落として書いていただけるとと思います。 |
| 1:28:54 | はい。関西電力宮でございます。承知しました。該当するヤノ. 説明書がなかったものですから、補足で、その辺お示しさせていただきます。以上です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:29:08 | 規制庁阪本ですよろしくお願いします。 |
| 1:29:12 | 私からは以上です。 |
| 1:29:16 | 規制庁西内です。一番最後の話は、 |
| 1:29:22 | ざっくり構造っていう話で言いましたけど、 |
| 1:29:27 | 要は 20 条と 57 条の安全面に対する要求の中で、解釈で結局事例規格とか設計建設規格によって、設計するっていうことが書いてあって、その通りやってるっていうそのこと自体は把握できたので、 |
| 1:29:41 | 実際にそれに沿ってやってる内容を、各項目単位ではちょっともれなく、ただ記載するボリューム感はずは概略程度で、自分かなと思いますので、 |
| 1:29:53 | 何やってることがちょっとわかるようにちょっと御記載をいただければと思いますよろしくお願いします。 |
| 1:29:59 | 関西電力の八尾でございます。そうしましたらフルで載せずにきちんと項目対応したことを検討しているという様がわかる程度にはしたいと思います。 |
| 1:30:09 | 承知しました以上です。 |
| 1:30:11 | はい。規制庁西内ですその際にですね結局今やってることって、 |
| 1:30:18 | 工事計画届け出書っていう届け出があって、その内容の今補足説明資料という形で審査書を提出いただいているじゃないですか。 |
| 1:30:27 | だからいわゆる補足説明資料の中で、基本設計方針の中では基本設計方針として立ててるはずであって、 |
| 1:30:33 | かつ構造関係でいうと、一部添付図面で十分説明できるものもあると思うんですね。だから届け出書の記載を使いながら、こういった設計しているっていうことが何か記載いただければなんかよりいいかなとは思う。明確かなと思うのでちょっと記載内容とはちょっと今日ご検討いただければと思いますけども。 |
| 1:30:54 | はい。関西電力丹羽でございます。承知しました届け出のあくまで捕捉であると、というような立て付けがわかるような資料構成にしたいと思います。以上です。 |
| 1:31:05 | はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。 |
| 1:31:09 | 現時点で何か追加で確認しておきたい点ありますか。 |
| 1:31:13 | よろしいですか。 |
| 1:31:16 | 規制庁西内です。ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。 |
| 1:31:24 | はい。規制庁植原です。はい技術基準規則 33 条中循環設備なんですけれどもこちらの方に関してはですね加圧器圧力制御系に該当すると |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| | <p>というようなところで適用条文となるというようなご説明だったんですけども、</p> |
| 1:31:42 | <p>新旧基準時のですね</p> |
| 1:31:46 | <p>継続性よ系統施設の基本設計方針ですとか、あと添付資料、その時の添付資料でいうと 30 番の、</p> |
| 1:31:59 | <p>現アノ運転を管理するための制御方法に関する説明書ですとかそういったところに書かれている加圧器圧力制御系を見ますと、加圧器安全弁が入っていない。</p> |
| 1:32:10 | <p>このように見えるんですけども、はい。この加圧器安全弁というのは、この加圧器圧力制御系に該当するものなのかは確認させてください。</p> |
| 1:32:24 | <p>関西電力発電所の植田でございます。少々お待ちください。</p> |
| 1:32:46 | <p>関西電力こういう発電所の植田でございます。勝香月安全面に関しましては、デービーとしては原子炉冷却系統施設で、</p> |
| 1:32:56 | <p>SAとしては、ホウ酸注入機能を有する設備ということで、計測制御系統施設、施設に該当しております、当該の 33 条の循環設備等は、原子炉冷却系統施設として、</p> |
| 1:33:11 | <p>該当するというふうに考えてます。先ほどおっしゃられた資料 30 ですかね、の制御系の話は計測系制御系統施設の</p> |
| 1:33:22 | <p>お話だというふうにし、認識しておりますので、加圧器加圧器安全弁はその説明書の中には出てこないというものと考えております。</p> |
| 1:33:34 | <p>以上です。</p> |
| 1:33:38 | <p>はい。議長江原です。はい。</p> |
| 1:33:41 | <p>ですね</p> |
| 1:33:44 | <p>今のご説明を確認させていただきますと、</p> |
| 1:33:51 | <p>もうこの加圧器安全弁というのは一次系の循環設備に該当するもので</p> |
| 1:33:59 | <p>んだというようなご説明だったと思うんですけども先ほど第 1 号のこの一次冷却系には該当しないという、ご説明があったと思ってましてちょっとそこの関係性について説明いただけますでしょうか。</p> |
| 1:34:19 | <p>関西電力発電所の植田でございます。33 条の 1 号ですけども。確かに一次冷却材を循環設備というふうには書いてるんですけどその前の</p> |
| 1:34:30 | <p>熱を輸送することができる容量のということで記載されていて、この加圧器安全弁に関しましては熱を輸送するための設備ではないので、</p> |
| 1:34:41 | <p>1 号には該当しないというふうに考えております。</p> |
| 1:34:45 | <p>以上です。</p> |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:34:48 | はい規制庁上原です。ご回答の趣旨をちょっと確認させていただきたいんですけどもこの2号に書かれている加圧器圧力制御系というのは |
| 1:35:01 | DBのものとFAのものがあるというところで、SAですねFAとしての使い方としては |
| 1:35:10 | 加圧器安全弁は含まれてないんですけどもDBとしての使い方としては、こちらの加圧器圧力制御系の方に含まれる。 |
| 1:35:20 | というようなご説明だったという理解でよろしいでしょうかね。 |
| 1:35:26 | はい。関西電力発電所の上田です。はい。その認識で、間違いありません。 |
| 1:35:31 | 以上です。はい。規制庁植原です。はい承知いたしました。でしたらこの加圧器案、加圧器圧力制御系のDBとしての側面にこの加圧器安全面が含まれているというのは |
| 1:35:46 | 例えば過去の |
| 1:35:48 | 申請書等の中、申請書ですが添付資料等でどうかで何か読み取れるところでございますかね。 |
| 1:36:00 | 関西電力郡発電所の上田でございます。新規制の際にですね、SA条文とか追加になって説明をさせていただいてると思うんですけども、 |
| 1:36:10 | 当該条文33条のBEでありますのでまたアノヶ月井安全弁自体が、その申請に伴って取りかえとかしているものではございませんので、 |
| 1:36:21 | 特段、過去に出てきたというものは無いというふうに認識しております。 |
| 1:36:28 | 以上です。 |
| 1:36:31 | はい。規制庁植原です。はい。新規制以降に関してはということなんですけれども多分例えば建設時以降から何かこの圧力制御系に関して、 |
| 1:36:42 | 加圧器安全面も含むんだっていうところを、何か明記されたものっていうのもないっていう理解ですかね。 |
| 1:36:52 | 当該の安全弁自身がですね建設工認から初めての取りかえになるということで、砂川の建設工認の時にそういうことが具体的に明記されているのがわかる場所。 |
| 1:37:05 | っていうところは、ございません。 |
| 1:37:09 | 以上です。 |
| 1:37:13 | はい。規制庁植原です。はい。 |
| 1:37:16 | となりますと |
| 1:37:18 | かつ、 |
| 1:37:21 | 加圧器安全弁というのが加圧器圧力せいいう形に、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:37:25 | 含まれるものであるということを示すエビデンスのようなものは公開資料ベースではないという理解でよろしいですかね。 |
| 1:37:47 | だから、関西電力ありがとうございます。そうですねなかなか今の条文体系になってから、逐条で、加圧器安全弁のと 33 条の対応に |
| 1:38:00 | 数を明記したものがございませんので、そういう意味では、オープンソースでこの図れたものっていうのはないかなというふうに思います。 |
| 1:38:16 | はい規制庁植原です。はい、ではですねそうですねこの香月安全弁がこの加圧器圧力制御系に含まれるものだということに関して補足説明資料の方に、 |
| 1:38:30 | あ、すみません少々お待ちください。 |
| 1:38:36 | 常に倒壊されてるといふか決まったところから言いますと、基本設計方針、 |
| 1:38:44 | 99 ページご覧いただけますでしょうか。 |
| 1:38:48 | そこにですね、 |
| 1:38:51 | 一次冷却設備、 |
| 1:38:54 | という 2.3 項の中にですね月にはスプレーで逃し弁安全弁及びヒーターを設け、通常運転時の一時冷却圧力を設定値に保ち、 |
| 1:39:05 | 正常な過渡変化に伴う一次冷却材の熱膨張及び収縮による圧力変化を許容範囲内に制限できる設計とするということで、 |
| 1:39:16 | ここがまさにですね、加圧器圧力制御系に、この月安全弁が属しているというエビデンスにもなるかなと思いますこの伴設計方針は |
| 1:39:26 | 再、新規制基準を受けた時の再稼働工認から変わってございませんので、エビデンスという、これがいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。 |
| 1:39:39 | はい原子力規制庁ウエハラですはいそうですねはいこちらの方でそうですねはい。読み読み取れるかと思しますのではい。 |
| 1:39:49 | はい、そうですねはい。そうですねはい。私からの確認は以上です。はい。 |
| 1:40:08 | はい、原子力規制庁ニシウチですけど。 |
| 1:40:15 | はい。規制庁側から他に何か確認しておきたい点ありますか。 |
| 1:40:20 | よろしいですか。 |
| 1:40:21 | はい。ちょっとだけ時間過ぎちゃいますけど、一応今日のヒアリングを踏まえて者の補足説明資料何点が充実いただく箇所あったと思うので、ヒアリングの最後にちょっとその内容が共通認識と言ってるかだけ確認をしておきたいんですけど。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:40:37 | あれですかね一応、 |
| 1:40:38 | 今日時点で我々から確認しておきたい点以上ですけど、一部まだ回答 いただいてない事項環境条件下な関係であったと思いますけど今日時 点では回答は来ないと思って大丈夫ですか何か、まだ今準備できて るものあります。 |
| 1:40:53 | はい。関西電力、ありがとうございます。すいません。 |
| 1:40:59 | 添付 4 の健全性説明書のところで、考慮スルー者として、明確に書いて るものと、そうでないものの違いは、どこにあるのかと。 |
| 1:41:13 | ご質問だったと思うんですけども、基本的にですね、例えば耐震計算書 であるとかですね。 |
| 1:41:22 | 安全弁の吹出し量計算書とかですね、 |
| 1:41:28 | 或いはユーザー振動変更に伴う村長当時の説明とさ、今回添付させて いただいた説明書で説明し、 |
| 1:41:37 | できるものについてはですね、これはやはり考慮すべきもので、ものと 位置付けて、明確にすべきだろうと思って載せてますんで、アトワスそ れ以上に一部載ってる部分は一部あるんですけどもそこは、 |
| 1:41:51 | 最近の後任として、同じような 1 冷却材バウンダリーの配管改造の工事 を見てですね、それと整合をとった方がよからうというもので、それにプ ラスアルファで考慮したものとして載せてるものはあると。 |
| 1:42:04 | ちょっとそういった作り込みになってございます。 |
| 1:42:08 | 以上です。 |
| 1:42:14 | 規制庁サカモトですご回答ありがとうございます。 |
| 1:42:17 | てことはあれですよ考慮するものの中で、記載ぶりが違うのは、以前 の別の届け出か何かの時との記載を合わせただけってことですか。 |
| 1:42:30 | はい。その通りです。それを考えなかったらもう少し記載スリムになっ たんですけどもやはり整合はとった方がよからうということで、今の 1 と 2 な記載になってます。以上です。 |
| 1:42:43 | 規制庁サカモトで承知しました。 |
| 1:42:50 | 武藤規制庁ニシウチです。少々お待ちください。 |
| 1:43:22 | はい、江藤規制庁ニシウチです。一応今日確認しておきたい点は以上 なので、 |
| 1:43:29 | 先にちょっとスケジュール感だけ確認した後に最後共通認識というかだ け確認をしたいんですけど。 |
| 1:43:35 | 衛藤。 |
| 1:43:37 | 一応これ本件届け出を受けてから 30 日。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:43:41 | 以内に我々も基準適用性を確認しないといけないので、今日ちょっとヒアリングで確認させていただいて説明資料ちょっと十時通をいただくような部分については、 |
| 1:43:52 | ちょっとできれば来週、また資料提出いただいて、その内容も含めてあと追加での確認事項があるかないかも含めてちょっと再度ヒアリングという形でちょっと進めていきたいなと思ってるんですけども。 |
| 1:44:04 | 今日ヒアリング全体的なところとあとスケジュール感的なところって何か関西電力わかりますでしょうか。 |
| 1:44:16 | はい。関西電力発電所の植田でございます。スケジュールに関しまして、来週中に、資料充実してそれを踏まえた再度ヒアリングということで、問題ございません。以上です。 |
| 1:44:30 | はい。規制庁西内です。できればちょっと来週中にもう1回ヒアリングはやりたかなあと思っているのですが、できれば資料はあまりボリューム |
| 1:44:41 | 多くないので、1週間前という、一応考えていただくようになっちゃうので、1営業日が2営業日ぐらい前でもいいんですけど、でき次第ちょっと資料ご提出いただいて、来週中にヒアリングというところをお願いできればと思います。 |
| 1:44:56 | 可能な限りというところではい。関西電力発電所の植田でございます。来週中ヒアリングということで、承知いたしました。以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。 |
| 1:45:09 | そしたら、全体とスケジュール感に関西電力側からよろしければ、ちょっと共通事故、ヒアリングでの確認事項が取れてるかちょっと確認をしたいんですけども。 |
| 1:45:33 | 大丈夫ですか。はい。関西電力丹羽です。それでは補足説明資料で、充実することになった件について、今から認識共有させていただきたいと思ってます。 |
| 1:45:46 | 冒頭の点検ですね、毎定検やっている定例内容とか、あとは推定をしていく中で、データの率高さが減っていった |
| 1:45:57 | こととクライテリアの関係ですね、あと全体は全部違うんだよと。そういったことを充実すると、ということ。それから、構造図について、建設工認と、図が |
| 1:46:11 | 違って見えるように見えるけれども、構造は何か設計を途中で変えたものではないということがわかることを補足すると、ということ。あとそれからですね、加古加圧器安全弁の取りかえに関する |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:46:26 | 許認可公認ということで、過去のMさんと高見の国産化の実績でこれは国産化が目的であって手入れがきっかけではないと。 |
| 1:46:37 | ということも明記した上で、追記するということ。 |
| 1:46:40 | あとそれから、14条関係で、多重性及び独立性の独立性の意味ですね、共通要因で知らないということについて補足をする。 |
| 1:46:51 | ということと、あと、放射。同じく、県民説明書で放射線影響の話ですね、放射線影響を考慮する機器等を考慮しなくてよい機器があって加圧器安全弁はしなくていいのに入るのでという説明をするということ。 |
| 1:47:09 | あとそれから、補足の中で試験検査性のところですね、どういった点検項目に対してどんな考慮がなされていけばいいのかということ補足すると、 |
| 1:47:21 | ということ。それから途中33条で、1号については関係ないことを明記すると、こういうことがあったんですけどもここについては基本設計方針で、 |
| 1:47:35 | ある意味エビデンスのようなところがあったので、ここは良いのかなとは思いました。違いは後でご審議ください。それからですね加圧器安全弁の20条構造に関するところですね。 |
| 1:47:49 | 最終的には事例規格からニイツへ行き着くんですけども、項目対応していることがわかるような、充実をするということこちらの認識としては以上でございますけれども、過不足等ありましたらよろしく願いたします。 |
| 1:48:09 | 規制庁西内です少々お待ちください。 |
| 1:48:15 | 規制庁西内です。すいません。一番最後の項目も1回読み上げていただいてもいいですかすいません、ちょっと聞き飛ばしちゃいました。 |
| 1:48:23 | あ、 |
| 1:48:24 | はい。関西電力においてございます。構造のところですね、20条で、に基づく構造設計で、事例規格からJIS、 |
| 1:48:40 | 辿っていく中で、行動要求に対応した設計がなされているということ、要求の項目毎ぐらいでのメッシュで充実すると、 |
| 1:48:52 | というふうにいただけてますけどもいかがでしょうか。 |
| 1:48:56 | はい。規制庁西内です。ありがとうございます。衛藤。 |
| 1:48:59 | 大場空さんの共通認識なのかなと思っていて、 |
| 1:49:03 | 1ヶ所だけ、一次冷却材の循環設備に該当するしないがなんか基本設計方針がって書いてもらってるのは、あれツガネ2.3.1の1段落目の話ってそういうことですか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:49:29 | 宮でございます。一段落名ではなくてですねその次のページになります。99 ページGのところに、 |
| 1:49:41 | 次にはスプレイ弁の話で安全弁及びヒーターを設け、通常時の一次冷却材圧力設定値後正常な |
| 1:49:50 | 後変換に伴う一次冷却材の熱膨張及び収縮による圧力変化を許容範囲に制御制限できる設計とするという記載があって、まさに、 |
| 1:50:01 | ここがかつ圧力制御系に相当する記載だっていることがビリンズとして使えるなどになったと思ってますので、逆に一部は関係ないっていうのをあえて、 |
| 1:50:14 | 補足のどこかで追記する必要はなくなったのかなと思ってましたがいかがでしょうかと、こういうところです。 |
| 1:50:25 | あれですが、2号に該当するエビデンスをもって1号に該当しないって説明しようとしてるってそういうことが、 |
| 1:50:32 | はい。そう。そうでしたけれども。はい。いかがでしょうか。そういうことであります。いや、いや、 |
| 1:50:39 | そんなんなん。いや、1号と2号って、そういう意味でいうと必ずしも、 |
| 1:50:46 | 共存しえないんでしたっけ。以上。 |
| 1:50:50 | 必ずしも、 |
| 1:50:54 | ナカヤマなんていうんですかね。いや、説明の仕方として何か、 |
| 1:50:59 | そういう感じなんでしたっけ。 |
| 1:51:05 | ていうちょっと疑問はあるんですけど。いやエビデンスというか単純に1まずは1、まずあれですよその適用時の補足説明資料のNO適用条文整理表あるじゃないですか。 |
| 1:51:15 | あそこに今加圧器圧力制御系であるっていうことが書いてあるんですね明確に、循環設備に該当しない旨だけ明確に書いてないのでまずそこにそれをその旨明確に記載いただければ、まずはそれでいいのかなと思ってますけど。 |
| 1:51:29 | はい。エビデンスどうこうとかそういう話ではなくて、今、 |
| 1:51:33 | 相川センミョウでございます承知いたしました。 |
| 1:51:37 | あれ、逆にちょっともう1回ちょっと確認なんですけどね。そういう意味でいうと、一段落目、さっき私が言った1段落目は、この循環設備はここですっていうふうに示している段落ではないってことですか。 |
| 1:51:54 | いや循環設備、このまさに33条の1号に関係する設備はこの一段落目でその内設計範囲を示してるっていうことではないっていう理解でいいんですかね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:52:17 | 赤瀬旅行発電所の上田でございます。少々お待ちください。 |
| 1:52:50 | 西條宮でございます。2.3. 11 コウノ、一段落目の一次冷却材の循環設備ではあるというのは、33 条の入口に入る設備、いいかなというふうにとらえております。 |
| 1:53:05 | すいませんちょっと違う回答でしたら、 |
| 1:53:08 | 失礼しました。 |
| 1:53:12 | 規制庁西内ですけどだから、自分の認識、要は、33 条 1 号の要求に対する設備範囲を示す文章ではないってそういうことでもいいんですか。 |
| 1:53:28 | そういう意図で記載しているものではないってことですか。 |
| 1:53:31 | はい関西電力ありがとうございますその通りでございます。まずここに入ったものから、その中で 1 号に入るものも 25 に入るもの、それぞれ分かれていると。そんな認識を持って説明しておりましたんです。 |
| 1:53:44 | 規制庁西内です。そういう意味で言うと、1 号に入るものがどこかって基本設計方針上書いてないってことですか。今のままだと。 |
| 1:53:52 | どこに書いてあるんっていうことですか。 |
| 1:54:01 | 基本設計方針って、いろいろな考え方って、でも公認作成要領とかにも書いてもらってますけど、 |
| 1:54:09 | 許可本文と、許可テンパチ。 |
| 1:54:12 | の中から必要な事項を書くようですか、 |
| 1:54:15 | あとは技術基準規則への適合性を網羅的に示した図に記載してるっていう観点もあると思うんですけどね。 |
| 1:54:21 | そういう意味では各条文への適合性はここで示しているっていうものが、 |
| 1:54:27 | ある程度紐づけはあると理解をされていて、 |
| 1:54:32 | そう考えるとどこに該当。その 3031 号の関係はどこに該当していて、だから今回香月安全面関係ないんだよっていうそういった説明が、 |
| 1:54:42 | できるのかなってちょっと頭ん中に僕の僕の頭ん中にあったんですけど。 |
| 1:54:46 | 関西電力宮でございます。おっしゃってる趣旨理解しました。その通りです基本設計方針は、設置許可からなるあと各条文から作ってるのはもちろん、こちらも把握し理解してまして。 |
| 1:55:01 | そういう意味ではこの第 1 パラグラフっていうのは、1 冷却材の循環設備の入口に入るものもそうなんですけど、1 号のところに、ここで次冷却剤と熱交換を行いという文言があるので、まさにここ、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:55:17 | 家冷却手を示す範囲でもないと、当然そういう理解はしております取りかえました。 |
| 1:55:25 | 規制庁西内です。ちょっとあれですね今日、そういった意味では若干趣旨がお互い明確に合ってるかっていう確認をしたいので、33。 |
| 1:55:34 | 33条の今回1号2号だけってことは明確ですけど、1号関係と2号関係が、具体的に基本設計方針のところ、 |
| 1:55:44 | その設備対応を示していて、今回若月安全面は2号として該当なんだってということがわかるように適用条文の参考的な位置付けでもいいんですけど、基本設計方針を実際に引用しながら説明いただく感じで補足説明資料の充実をお願いしてもいいですか。 |
| 1:56:02 | はい。関西電力三輪でございます。承知いたしました審査対象条文の整理の中で、今のところを明確にさせていただきたいと思います。以上です。 |
| 1:56:15 | はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。 |
| 1:56:19 | というところで規制庁側から他に何か追加でありますか。よろしいですか。 |
| 1:56:23 | はい。関西電力は全体通して何かありますかよろしいですか。 |
| 1:56:31 | 関西電力大江発電所でございます。特にございません。以上です。はい。 |
| 1:56:38 | 残りウェブで参加されている関西電力側の出席者が何かあれば、適時発言をお願いしたいんですけど特になさそうですね。 |
| 1:56:47 | ございます。 |
| 1:56:50 | ありません特にこちらも特にありません。 |
| 1:56:53 | はい。衛藤マルヤマさん何かありますか。 |
| 1:56:56 | マルヤマも特にございません。はい。衛藤二ノミヤさん。 |
| 1:57:01 | もういらっしゃらない。なるほど。わかりました。規制庁全体としてよろしいですかね。はい。今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。 |
| 1:57:13 | ありがとうございました。芦沢。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。